



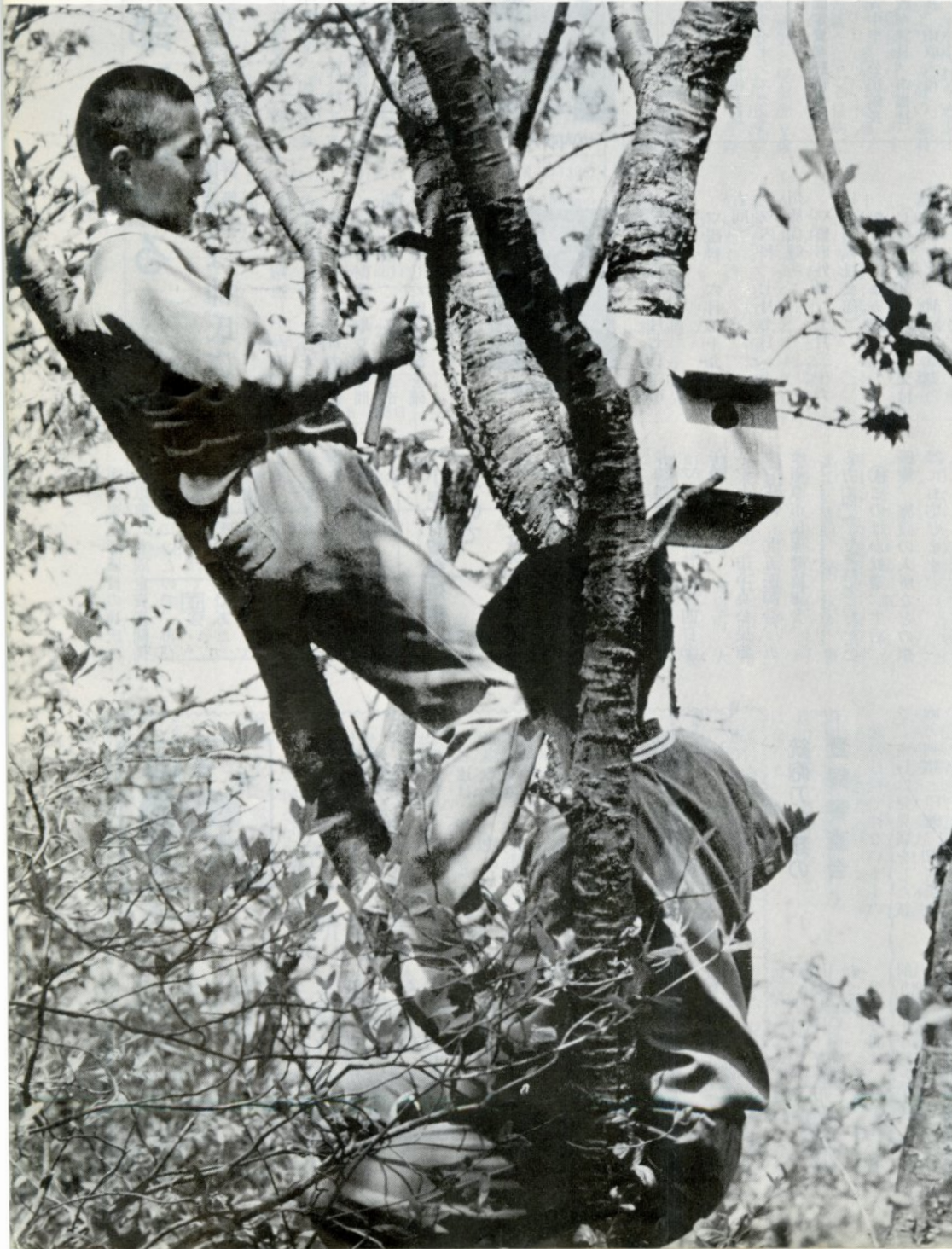
広報

ごよがわら

発行所
五所川原市役所
401号
昭和52年6月1日
印刷 西北印刷

市の人口 男 25,203人
52,152人 女 26,949人

世帯数 14,073
(昭和52年5月1日現在) 住民基本台帳から



〃巣作りは 安心して〃

二中学生徒、巣箱を取り付け

〃巣づくりは安心して〃
さる五月十日からは「愛鳥週間」。市立第二中学校(新谷雄蔵校長)の生徒は

愛鳥週間の初日、津軽フラワースターの樹木に小鳥の巣箱四十個を取り付けました。
同校一年生、百二十八人は、九日から三日間、少年自然の家で宿泊研修をし、

研修をとおし生徒の自主活動を高めようと巣箱づくりをしたものです。
少年自然の家の広場で、互いに持ち寄った材料を切ったり、釘づけしながら思い思いのデザインの巣箱を

つくり、さっそく樹木に取り付けました。
フラワースターには、シジュウガラやウグイスなど約三十種の野鳥がせい息しており、絶好の観察地となっております。

助役に田名部氏決まる

収入役は竹内氏 固定資産評価員は神氏に

五月十三日から二十五日まで開かれた第二回市定例議会で、これまで空席となっていた助役、収入役、固定資産評価員の人事案件が提出され、助役に田名部典比古氏(61)〓市内難田〓、



田名部助役



竹内収入役

収入役に竹内愛真氏(52)〓市内下平井町〓、固定資産評価員に神重三氏(72)〓市内寺町〓が承認されました。助役に選ばれた田名部氏は、「市行政に直接タッチするのは今回初めてだが、

じっくり勉強し、寺田市長のよき補佐役になりたい。」また、収入役の竹内氏は「地方財政を取り巻く問題は山積しているが、当市にマッチした健全財政を確立したい。」



神固定資産評価員

固定資産評価員の神氏は「以前にも固定資産関係のポストにいたので、再び同じ仕事につけて心強い。」と、それぞれ就任にあたっての抱負や感想を述べています。三氏とも、それぞれの分野で市行政に手腕を発揮されますので、よろしくお願ひします。

小児の救急処置について

みんなの「健康教室」

医師会とみなさんの家庭を結ぶ「みんなの健康教室」を次の日程で開きます。今回のテーマは「小児の救急処置」についてです。

〓とき 六月二十四日(土)午後一時から

〓ところ 市中央公民館

〓主催 北五医師会、五所川原市民保健協議会。

.....
る方(印かんを持参のこと)

④このほか就業、生活、医療、施設の入所などの相談にも応じます。

なお、手帳交付後、または前回の診査のあとに障害に変化が認められない方と、脳卒中のあと一年半程度より経過していない方は対象になりません。

また、内科の場合は、X線写真をご持参ください。



その 17

水を大切に使いましょう

水を使うことができるので、水は豊富にあるものと思っているのではないのでしょうか。

天候不順が続く、ツユどきにあたり雨が降らなかつたり、夏の日照りが続いたりすると水不足がおこります。

前号でもお知らせしたように、水の使用量はここ十年間に二倍にふえております。

最近戸数が益々ふえており、水の確保がだんだん難しくなってきました。

水を大切に、上手に使うようにしましょう。〓六月一日から七日まで水道週間です。

節水意識をたかめましょう。(市水道課)

十二月十六日、五十二年二月十七日 青森市県社会福祉会館。

受付時間は、いずれも午前九時半から午後一時まで。

詳しくは、県教育委員会にお問い合わせ願ひます。

生活環境
パトロール本部
住みよい
環境づくりに
でんわ
(5) 1414

歴略の氏 3

▽田名部助役の略歴△

旧制木中、国学院大神道 会社「竹内商事」社長。部卒。五農高教諭。西地方 五所川原砂、砂利組合長。県税事務所長、五所川原県 五所川原ライオンズクラブ 税事務所長、県出納課長、プ会長。

公営企業局次長、株式会社 「巴組」青森支店参与。 〓神固定資産評価員の略歴△

▽竹内収入役の略歴△ 旧制木中卒。五所川原青 市社会教育課長。市福祉 年会議所副理事長、有限 事務所長。市収入役。

身障者の巡回診査と

更生相談を行ないます

市では、身体障害者の巡回診査と更生相談を次の日程で行ないます。対象者は

おいでください。

受付時間は、いずれも午前九時から正午までです。

▽耳鼻科 六月七日(市福祉会館)
▽眼科 六月二十九日(右同)
▽内科 七月七日(五所川原保健所)
▽整形外科 七月二十六日(市福祉会館)

●対象になる方

①身体障害者の手帳交付後、または、前回の診査の後に変更や医療を必要とする方

②義肢、補装具などの新調、または改造を必要とする方

③身障者手帳の交付を受けるために診断を必要とする方

老人医療費受給者証の 更新手続きを

老人(70歳以上)医療費受給者証の更新時期となりました。該当者は、下記の日程により交付を受けて下さい。また、65歳から69歳までの方で、身体障害者(1、2、3級)または4級の音声機能、言語機能障害、下肢障害1、3、4号)と国民年金法(別表1、2級)に該当する方も支給されます。

地区名	場所	期日	時間
栄	栄支所	6月21日	午前9時~午前11時30分
梅沢	梅沢支所	6月21日	午後1時~午後3時30分
七和	七和支所	6月22日	午前9時~午前11時30分
長橋	長橋支所	6月22日	午後1時~午後3時30分
中川	中川支所	6月23日	午前9時~午前11時30分
松島	松島支所	6月23日	午後1時~午後3時30分
毘沙門	毘沙門支所	6月24日	午前9時~午前11時30分
飯詰	飯詰支所	6月24日	午後1時~午後3時30分
三好	三好支所	6月25日	午前9時~午前11時30分
栄町、田町、藤沼、元町、新町、柳町、川端町、寺町、若木町、鎌谷町、鳥森、一ノ谷、八重、下り枝	市役所健康年金課	6月27日	午前9時~午後4時
常生町、布屋町、東町、大町、本町、旭町、藤田、教島町、錦町、渡島町、柏原町、末広町	〃	6月28日	〃
上平井町、中平井町、下平井町、長橋字橋元、後世森新宮、小曲	〃	6月29日	〃

なお、当日都合により交付を受けられない方は、6月30日市役所健康年金課で交付します。

国体へ 広げよう ぼくらの 友情の輪



当市の通過は十二日午後

国体炬火リレーのりハースル

第三十二回、国民体育大会の主会場となる青森県総合運動場陸上競技場には、大会旗が掲揚され、炬火台(きよか)に炬火が点火されますが、この大会旗と炬火のリレーりハースルが六月十日から一週間の予定で県下いっせいに進行なわれ、五所川原市では六月十二日(日)通過の予定です。

国体での大会旗と炬火のリレーは、県内を二コースに分け、全市町村を通過することにより、大会の意義を高め、県民あげて「あすなる国体」に参加する喜びと決意を新たにす目的で実施されるものです。県民の意気と総参加を象徴する炬火は、十和田湖畔(ゆたかな心の火)と岩木山山頂(たくましい力の火)の二カ所で採火され、探火された炬火は、県

内六十七市町村、四百二十三区間を八千五十人の走者でリレーされ、十月一日青森県庁で二つの炬火を集火し「あすなるの火」となり、十月二日総合開会式場に点火されます。当市でも、すでに各階層から選ばれた走者も決まり、本番をめざして準備を進めています。炬火リレーりハースルの当日は、午後一時三十七分鶴田町から引き継ぎ、市内

の三区間をリレーし午後二時三十二分柏村へ引き渡されます。市内の走者は、小学生が市内全校から男女三十六人、中学生が、市内全校から男女十八人、高校生が、市内全校から男女九人、一般から男女六人の計六十九人です。またコースは、第一区が、鶴田町との境界から警察署まで二キロ、第二区が、警察署から新町、本町、寺町経由で、市役所前まで一・九キロ、第三区は、市役所前から川端町、布屋町、大町、寺町経由、乾橋から柏村へ一・六キロとなっています。

の三区間をリレーし午後二時三十二分柏村へ引き渡されます。

犬の放し飼いは注意

なお、コースの沿道にあたる一般家庭では、犬の放し飼いをすると危険ですので、ご協力をお願いします。

団地に家を建てるには 排水設備が必要

松島団地や広田団地に住宅を建設される方は、水洗

今回、昭和五十一年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。

還付される金額は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。ただし、納めた昭和五十一年分の所得税額の方が少ないときは、その税額までとなりません。

還付方法とその手続は次のとおりです。(サラリーマンの場合) 本年六月一日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、おおよそ、六月一七月ごろ、賞与や給与を受取るときに、勤務先から還付されます。

所得税(51年分)を特別減税

本人には6,000円還付

(事業所得者などの場合) 事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月下旬ごろに税務署から還付を受けられる金額をお知らせします。

便所等の排水設備をつくらなければなりません。排水設備をつくるには、下水道課に確認申請をし、承認を得ることが必要です。工事は、市の排水設備工事指定業者でないと施工できません。詳しくは、市下水道課にお問い合わせをお願いします。

せします。その際、同封された還付請求書に、所要の事項を記入して、税務署に返送してください。そうすると、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受取るようになります。

(その他) 給与の税金を源泉徴収で納め、年末調整を受けているが、今年になって五月末までに退職した人や、昨年中途で退職したなどのため、給与の税金を源泉徴収されたままで年末調整を受けていない人などは、税務署へ還付請求をしてください。この場合、昭和五十一年分の確定申告書を提出していない人は、期限後の確定申告をして、特別減税を受けることになっています。

老齢年金早見表

生年月日	年金の支給が開始する年(65歳)	60歳までの加入期間	全期間納付したときの年金額	最低必要な期間	最低納付の年	必要な納付額
明44.4.2	昭51年	10年	246,000円	10年	246,000円	
明45.4.2	昭52年	11年	255,600円	10年	232,400円	
大2.4.2	昭53年	12年	265,200円	10年	221,000円	
大3.4.2	昭54年	13年	274,800円	10年	211,400円	
大4.4.2	昭55年	14年	284,400円	10年	203,100円	
大5.4.2	昭56年	15年	294,000円	11年	215,600円	
大6.4.2	昭57年	16年	303,600円	12年	227,700円	
大7.4.2	昭58年	17年	313,200円	13年	239,500円	
大8.4.2	昭59年	18年	322,800円	14年	251,100円	
大9.4.2	昭60年	19年	332,400円	15年	262,400円	
大10.4.2	昭61年	20年	342,000円	16年	273,600円	
大11.4.2	昭62年	21年	351,600円	17年	284,600円	
大12.4.2	昭63年	22年	361,200円	18年	295,500円	
大13.4.2	昭64年	23年	370,800円	19年	306,300円	
大14.4.2	昭65年	24年	380,400円	20年	317,000円	
大15.4.2	昭66年	25年	390,000円	21年	327,600円	
昭2.4.2	昭67年	26年	405,600円	22年	343,200円	
昭3.4.2	昭68年	27年	421,200円	23年	358,800円	
昭4.4.2	昭69年	28年	436,800円	24年	374,400円	
昭5.4.2以降生まれ	昭70年~	29~40年	452,400円~624,000円	25年	390,000円	

この表は、年金計算の關係から、年を単位として作成しましたので、この表以外の生年月日の人については、この表を目安にしてください。

大丈夫ですか！
あなたの年金

老齢年金を受けるためには、二十五年以上の保険料を納付することが必要ですが、昭和五年四月一日以前生まれの人は、次表のようにならば、期間短縮の恩恵があります。

しかし、期間が短かいといつても、保険料を納めて

国民年金の保険料は、二年を過ぎると時効によって、納めたくても納めることができなくなりまのでご注意ください。

(昭和五二年度から保険料は月額二千二百円です)

国民年金の受給者は 現況届出を

国民年金から障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金を受けている方は、毎年六月五日までに「国民年金受給権者現況届」を市の国民年金係へ提出する必要があります。

料は月額二千二百円です。詳しいことは、市の国民年金係におたずね下さい。

交通安全メモ その1

<こどもシリーズ>

この届は、引き続き年金を受けるために、必ず提出しなければならぬ大切なものです。

この届を期限までに提出しなかった場合は、引き続き年金を受ける権利があるかどうかの確認ができないため、九月分からの年金の支払いがとめられますので、忘れずに提出してください。

交通ルールをよく守り、正しい歩き方、正しい自転車の乗り方をしますと、こわい交通事故にあわなくてすむわけですから必ず守りましょう。

▽正しい歩き方、横断の仕方

①歩道のあるところは歩道を歩くこと。②歩道のない道路は右側を一列に歩くこと。③横断歩道が近くにあって少し遠廻りでも、必ず横断歩道をわたること。④信号機のある交差点では信号(青)にしたがってわたること。⑤信号機のない交差点では、一度とまって右見て、左見て、もう一度右を見て手を上げてわたること。⑥車のすぐ前やうしろを横切ったり、斜め横断をしないこと。⑦交通のはげしい道路での遊びはやめること。

自転車に乗るときの合図の仕方



進 → 右折 → 左折 → 停止

▽正しい自転車の乗り方

①自分の体にあつた自転車に乗ること。②正しい合図の仕方を知ること。③乗るときもおりるときも自転車の左側から、④乗るときは道路の左側を一列に、二人乗りは必ずやめること。⑤せまい道路から広い道路にでるときは必ず一度と

この届は、引き続き年金を受けるために、必ず提出しなければならぬ大切なものです。

この届を期限までに提出しなかった場合は、引き続き年金を受ける権利があるかどうかの確認ができないため、九月分からの年金の支払いがとめられますので、忘れずに提出してください。

▽正しい自転車の乗り方

①自分の体にあつた自転車に乗ること。②正しい合図の仕方を知ること。③乗るときもおりるときも自転車の左側から、④乗るときは道路の左側を一列に、二人乗りは必ずやめること。⑤せまい道路から広い道路にでるときは必ず一度と

郵便まめ知識 その2

書損じたはがき等の交換 年賀はがきのあまりや、書き損じたはがきをどうさ

この場合、一枚二円の手数料で郵便はがきと交換することが出来ます。これは年賀はがきに限りません。往復はがきや郵便書簡(ミニレター)の書き損じや誤って印刷したもので一枚

交換には期限がありませんで、年賀はがきのお年玉賞品を取り換えるついでに郵便局の窓口で交換してはいかがですか。(五所川原郵便局)

以上のべましたが、こどものも事故原因別を見ますと「自転車乗り」、「とび出し」、「車のすぐ前やうしろの横断」、「子供の一人歩き」、「道路上の遊び」の順になっております。

みんなで交通ルールをよく守り明るい学校を、そして明るい家庭を。

(市交通防災対策室)

広報紙の早期配布にご協力願います